

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ－11－4－2  金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV－8－4－2	<p>改正案の名宛人は、「告示に指定された G-SIBs 及び必要に応じてその他のシステム上重要な銀行等」とされている。</p> <p>金融庁告示(2015 年 12 月)において、G-SIBs として MUFG、みずほ FG、三井住友 FG が指定されている。</p> <p>他方、「その他のシステム上重要な銀行等」について質問させて頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正案は、金融安定理事会が G-SIBs に指定した外国銀行の在日拠点には適用されるのか？</li> <li>● 改正案は、G-SIBs には指定されていない外国銀行の在日支店には適用されるのか？</li> <li>● 「必要に応じて」とは、如何なる基準に拠るものなのか？</li> <li>● 「必要に応じて」見直す頻度は、随時か、一定間隔か、あるいは何らかの事象が契機になるのか？</li> </ul>	<p>当改正案は、金融機関の破綻時に我が国の金融システムに著しい混乱が生ずることを防ぐため、金融機関に対して破綻処理準備態勢の整備を求めるものであり、外国銀行の本邦支店及び現地法人(金融安定理事会で G-SIBs に指定されていない銀行等の本邦拠点を含む。)であっても、我が国の金融システムに与える影響等に鑑み必要と認められる場合には、破綻処理準備態勢の整備に係る対応を求める可能性があります。</p> <p>なお、その場合、破綻処理戦略を円滑に実施するために必要と認められる対応は金融機関毎に異なり得るため、原則として、個々の金融機関と議論を経た上で、必要な措置を求めていくことを想定しています。</p>
2	同上	<p>外国銀行の在日拠点は、(金融安定理事会によって)G-SIBs に指定されているか否かに関わらず、日本市場における位置づけは限定的であるため、改正案の適用はないものと考えている。万一、何らかの理由で適用される場合には、すでに本店や親銀行において同様な措置を取っており、それが、金融安定理事会のガイドラインに即し、母国の規制当局の要請にも合致し、金融庁の</p>	<p>外国銀行の本邦支店及び現地法人への適用にあたっては、当該拠点の属するグループ全体の望ましい破綻処理戦略を踏まえ、必要な対応を求めることとなります。したがって、既にグループレベルで破綻処理準備態勢の整備に係る対応を進めている場合、原則としてその内容等を考慮することとなりますが、追加的な措置の有無及び具体的な措置の内容は、金融機関ごとに異</p>

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

		要請にも合致するものであれば、今回、追加的な措置を取る必要はない、との理解でよいか？	なると考えられます。
3	同上	万一、外国銀行の在日拠点に適用される場合、母国当局に提出している「再建・処理計画」の一部を提出するよう要請されることはあるのか？ 提出は、母国当局の同意が得られることが前提となるが、日本語訳は不要として頂きたい。	必要に応じて外国銀行が母国当局に提出している再建・処理計画の提出を求めることは考えられますが、日本語又は英語で提出していただくことを想定しています。
4	同上	「再建・処理計画」は本部スタッフが担っていることが一般的で、彼らは、他の法域における動向も注視しており、日本の金融庁の姿勢も把握しておく必要がある。このため、今回のパブリック・コメント募集および、コメントを踏まえた金融庁の「考え方」については、速やかに英語版を発出して頂きたい。	貴重なご意見として承ります。